

「住宅用地球温暖化対策設備等共同購入事業」実施者選定に係る募集要項

1. 事業目的

西尾市では、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、住宅用地球温暖化対策設備の普及促進等を図り、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。

今回実施する住宅用地球温暖化対策設備等共同購入事業（以下「本事業」という。）は、市民に対し、住宅用地球温暖化対策設備等の購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すことにより、住宅用地球温暖化対策設備等の普及拡大を図ることを目的に、市と共同で本事業を実施する事業者（以下「連携事業者」という。）を公募するにあたって、必要な事項を定めるものである。

2. 募集概要

（1）募集スケジュール

公募受付開始	令和7年2月3日（月）
質問締切	令和7年2月12日（水）
質問への回答	令和7年2月17日（月）
提案書等提出締切	令和7年2月25日（火）
事業者の決定	令和7年3月上旬
本事業にかかる協定書締結	令和7年3月下旬

（2）事業の内容

提案した事業が採択され、本事業を実施することが決定した連携事業者は、市と協定を締結したうえで、別添「住宅用地球温暖化対策設備等共同購入事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり業務を実施するものである。

（3）事業の経費

本事業に要する経費は、連携事業者が負担するものとする。

（4）協定の期間

協定締結日から令和8年3月31日（火）まで

※事業の実績等を勘案し、協定期間満了の1か月前までに当事者からの協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続するものとする。

3. 募集要件

本事業への応募者は、次の要件を全て満たす事業者又は複数の事業者で構成される共同事業体とする。なお、共同事業体の場合は、すべての構成員が次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げるといふ。）に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと。
- (8) 国税及び都道府県税について滞納がないこと。
- (9) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (10) 共同事業体で応募する場合は代表する者を定めること。

4. 提出書類及び作成方法

応募に係る提出書類は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類一覧表

提出書類	備 考
①企画提案書（任意様式）	提出部数 7 部
②誓約書（様式 1）	提出部数 7 部
③会社概要報告書（任意様式）	提出部数 7 部
④業務実績報告書（任意様式）	提出部数 7 部
⑤財務諸表の写し	提出部数 7 部 直近 3 事業年度のもの
⑥登記事項証明書（履歴事項証明書）又はその写し	提出部数 1 部 発行日が企画提案書等提出日から 3 か月以内のもの
⑦納税証明書	提出部数 1 部 発行日が企画提案書等提出日から 3 か月以内のもの

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書は、以下の項目について、仕様書及び「8. 審査基準」を参考に作成すること。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書は、仕様書の内容に加えて、提案事項等に関して可能な限り具体的に記載すること。

- ① 実施体制
- ② 事業スケジュール
- ③ 広告宣伝、購入希望者の募集
- ④ ホームページの構築及び運用
- ⑤ 施行事業者の選定
- ⑥ 問合せ対応
- ⑦ リスク管理

5. 提出先及び提出方法

(1) 提出先

〒444-0531 愛知県西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地
西尾市役所環境部環境保全課（西尾市クリーンセンター内）

(2) 提出方法

上記提出書類を提出期限までに提出先へ郵送または持参により、①から⑤までは 7 部（正

本 1 部、副本 6 部)、⑥と⑦は 1 部提出すること。

なお、郵送で提出する場合は、提出期限までに必着とし、書留など配達記録が分かるものとする。

(3) 提出期限

令和 7 年 2 月 25 日 (火) 午後 5 時まで

(営業時間外及び正午から午後 1 時までの時間を除く。)

(4) 留意事項

- ① 提出書類の用紙サイズは、日本産業規格による A4 判の規格とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出者が負うものとする。
- ④ 提出期限後は、提出された企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。(本市から指示があった場合は除く。)
- ⑤ 企画提案は、1 事業者あたり 1 提案までとする。
- ⑥ 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

6. 質問の受付

本事業の応募にかかる質問については、以下の電子メールで行うものとする。

(1) 受付期限

令和 7 年 2 月 12 日 (水) 午後 5 時まで

(2) 提出先

西尾市役所環境部環境保全課

E-mail kankyo-h@city.nishio.lg.jp

(3) 質問方法

- ① 質問書(様式 2)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで行うこと。電話や口頭での質問は受け付けない。
- ② 件名は、「住宅用地球温暖化対策設備等共同購入事業に関する質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、必ず電話でメールの受信を確認すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、市公式ウェブサイトにて公開する。なお、質問者名は公表しない。

7. 選定方法

連携事業者候補の審査及び選定は、本市が選任する「住宅用地球温暖化対策設備等共同購入事業に係る連携事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」により以下のとおり実施する。

なお、選定委員会は非公開とする。

(1) 選定手続

選定委員会は、「8. 審査基準」に基づき、提出されたに基づき、提出書類の内容について

審査及び評価を行い、採点結果が一定点数以上（選定委員会委員による評価点の平均点が60点以上かつ最も高い事業者を事業実施者として決定します。

なお、必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施します。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知します。

（２）選定結果の通知

選定結果については、書面をもって通知します。

また、応募書類等を提出した応募者数及び決定した事業実施者を市公式ウェブサイトで公表します。

８．審査基準

審査項目		審査内容	配点
(1)事業主体	財務状況	経営状況は安定しているか。	10
	事業実績	共同購入又は共同購入に類似した事業の実績はあるか。	20
(2)事業計画	実施体制	本事業を効率的かつ有効に実施できる体制が取られているか。(技術者、専門員の配置、組織、人員サポート体制等)	10
	事業スケジュール	仕様書の事業スケジュールに合致しているか。また、本事業の実施期間を通じて、実効性のある現実的な内容であるか。	10
(3)企画提案	広告宣伝、購入希望者の募集	購入希望者を募集するにあたり、効果的で分かりやすく、申込みを促す魅力的な広告宣伝の手法や内容となっているか。	10
	Webサイトの構築及び運用	購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすいWebサイトであるか。また、運用においてメンテナンス体制、セキュリティ対策が取られているか。	10
	施工事業者の選定	施工事業者の財務状況、販売体制等を考慮して、信頼性が高く、太陽光発電設備等を安全かつ確実に施工できる事業者の選定方法が取られているか。	10
	問合せ対応	専門的な知見から業務マニュアル等を作成し、問合せ、苦情に対応できる体制及び運用方法が取られているか。	10
	リスク対応	販売事業者との契約手続に関するトラブル等、想定されるリスクへの対応策が取られているか。	10
合 計			100

9. 問合せ先

〒444-0531 愛知県西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地

西尾市役所環境部環境保全課

TEL 0563-34-8111

E-mail kankyo-h@city.nishio.lg.jp